

諮問日：平成29年8月7日（平成29年度（情）諮問第12号）

答申日：平成30年2月23日（平成29年度（情）答申第18号）

件名：東京高等裁判所における庁舎管理規程にのっとりた警告・命令等の状況に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定の日における庁舎管理規程に基づく警告・命令等の状況に関する一切の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成29年4月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が作成されなかったとすると、権限の濫用を招くし、行政処分不明確性が永遠に続くことになる。行政処分として権限を行使し、発令した以上、誰かがどこかの部署で司法行政文書を作成したと解するのが合理的である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）では、個別の警告・命令等の際に、一般的に文書を作成していないため、警告・命令等に関する文書は存在しないとして不開示としたものである。

庁舎管理規程には、警告・命令等の案件が発生した場合に、当該案件に係る

文書の作成を義務付ける規定はなく，作成するか否かは各庁の判断によることになるから，当該文書を一般的に作成していないとする原判断庁の取扱いに不合理な点はない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年8月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 平成30年1月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 庁舎管理規程には，警告・命令等の案件が発生した場合に，当該案件に係る文書の作成を義務付ける規定はない。また，当委員会庶務を通じて確認したところ，原判断庁においても，警告・命令等の案件が発生した場合について，当該案件に係る文書の作成を義務付ける規定はないとのことであった。そうすると，原判断庁において，個別の警告・命令等の案件について一般的に文書を作成していないため，特定の日における庁舎管理規程に基づく警告・命令等の状況に関する文書を保有していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容に不合理な点は認められない。

苦情申出人は，本件開示申出文書が作成されなかったとすると，権限の濫用を招くなどと主張する。しかし，警告・命令等の案件について文書の作成を義務付ける規定がないことを踏まえるならば，特定の日における警告・命令等について文書が作成されなかったことが不合理とはいえない。

そのほか，原判断庁において，本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，原判断庁において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のおりであるから，原判断については，原判断庁において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人